

第四次行政改革大綱

推進期間 平成18～22年度

3つの視点

- ①地域の公共サービスの担い手として、市民・NPO・企業などと行政の役割分担を認識し、連携・支援しながら、協働のまちづくりを推進することにより、行政の担う役割を特に必要なサービスへ重点化していく。
- ②市民福祉の向上を図りつつ、最少の経費で最大の効果を挙げるべく、常にコストと成果を意識した行政運営を行い、経費の削減・財源の確保に努め、財政の健全化を図る。
- ③行政組織運営全般について、計画策定→実施→評価→改善のサイクルに基づき不断の点検を行い、総合計画・予算編成・行政評価・目標管理・行政改革などの行政システムを連携し、改革を推進する。

重点事項

1. 行政の担うべき役割の重点化
2. 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織づくり
3. 定員管理および給与の適正化
4. 人材育成の推進
5. 公正の確保と透明性の向上
6. 電子自治体の推進
7. 自主性・自律性の高い財政運営の確保

事務・事業の見直し
行政評価制度に基づき、市が行う業務で改善改革すべき課題を見つけ、改善に取り組んでいきます。
20年度の行政評価では、254の事業で改善改革の取り組みを行いました。
※行政評価制度とは、市が実施する施策、事務事業などについて、その妥当性や成果をできるだけ客観的な基準で判定します。その結果を数値などで市民に示すとともに、予算執行・計画策

これから行政改革
行政改革は、歳出削減を進めるためだけのものではありません。行政改革を行うことで、新しいサービスの提供やサービスの質を向上することが重要です。
今後経費の削減など財政面に配慮しながら、より良い行政サービスの提供を目指

問合せ 総合政策課



し、行政改革を推進していきます。
市ホームページ（トップページ）→「行政・施策」→「行政運営」→「行政改革」で行政改革の取り組みの結果を公開しています。皆さんのご意見をお聞かせください。

～行政改革の取り組み状況～

持続可能な市政運営を目指して

市は、18年3月に策定した「第四次行政改革大綱」に基づき、行政改革を推進しています。20年度までに行った主な取り組み状況をお知らせします。

表1 職員数の推移 (単位：人)

年度	17	17.5/1	18	19	20	21	22	23
職員数(計画)	499	531	530	525	521	515	515	511
職員数(年度当初)	499	531	517	514	508	503		
定員適正化計画との差	-	-	△13	△11	△13	△12		
臨時職員数 ※育休代替、短時間勤務職員を除く。	145	146	128	148	184	174		

注) 17.5/1は兼山町との合併時点での数値です。

職員の定員管理の適正化
定員管理については、社会経済情勢の変化などを考慮し、行政に求められるサービスの範囲、施策の内容と手法を改めて見直しています。
職員数は、兼山町との合併(17年5月)で増加しましたが、将来的な職員の年齢構成や分野別職員数などを分析

表2 財政状況 (単位：百万円)

年度	17	18	19	20	目標
実質単年度収支※1	656	345	274	981	18年度～21年度の累計を黒字にする
地方債現在高	21,712	21,144	20,643	19,403	21年度末の残高を216億円以下にする
財政調整基金※2 残高	3,100	3,304	3,319	3,373	
普通会計※3 歳出決算額	25,189	24,939	25,641	26,068	21年度末の財政調整基金残高を12億円(普通会計歳出決算額の5%)以上とする
普通会計歳出決算額に 対する比率(%)	12.3	13.2	12.9	12.9	

- ※1) 当該年度とその前年度との実質収支の差(単年度収支)から、実質的な黒字要素(基金の積立額、地方債繰上償還額)および赤字要素(基金の取崩額)を除いた収支。
- ※2) 年度間の財源の不均衡を調整したり、予期しない収入減少や、災害などといった不測の支出増加に備えて設けている基金。
- ※3) 地方公共団体の財政状況を比較できるように、会計の範囲を定めた想定上の会計。可児市では、「一般会計」、「飲料水供給事業特別会計」、「自家用工業用水道事業特別会計」、「可児駅東土地区画整理事業特別会計」が普通会計。

財政の健全化
財政状況を分析し、事業・事務の見直しを行うことで、歳出全般を削減し、力を入れ

し、定員適正化計画に基づいて削減を進めました。その結果、既に21年4月時点で、23年度の目標である511人以下を達成しています。(表1参照)

20年度末時点で、それぞれの取り組みは順調と言えます。しかし、経済状況の悪化による影響が今後も懸念されるため、慎重な財政運営に層層努めていきます。(表2参照)

第五次行政改革大綱を策定します

市民委員を募集

市は、平成22年度に第五次行政改革大綱を策定します。その策定および市の行政改革を推進するにあたり、市民の意見を反映するため「行政改革懇談会」の市民委員を募集します。

応募資格 以下の条件をすべて満たす人

- 市内在住または在勤で、18歳以上の人(高校生を除く)
- 23年3月までに5回程度開催する会議(平日の午後7時から行う予定)に出席できる人
- 市の行政改革について関心と熱意がある人

任期 2年間(22年5月から24年3月31日までを予定)

定員 3人程度(選考)

応募方法 「委員に応募した理由・動機」について800字程度の小論文にまとめ、住所、氏名、年齢、性別、電話番号、職業を記入して郵送、ファクス(☎③4406)、電子メール(sogoseisaku@city.kani.lg.jp)または総合政策課に直接持参する

応募締切 4月15日(木)必着

選考方法 選考委員会で選考 ※結果は応募者全員にお知らせします。



昨年行われた懇談会の様子

申込・問合せ 総合政策課